

2016年1月29日
日本郵便株式会社

内国郵便の料金割引の変更及び国際郵便料金の改定

日本郵便株式会社（東京都千代田区、代表取締役社長 高橋 亨）は、6月1日（水）から、郵便料金の割引及び国際郵便の料金の一部を、下記のとおり変更します。

国内の郵便物が減少傾向にある中、日本郵便では、郵便・物流ネットワークの再編、区分機処理の推進等による効率化に取り組んでおりますが、労働力不足による賃金単価の上昇、高齢化等に対応するための各種制度的負担の増大により、安定的なサービス提供を維持できる収支の確保が困難な状況となっています。一方、郵便料金の各種割引についても、導入当時から環境変化により、見直しが必要となっています。

また、国際郵便は、海外の郵便事業体に支払う配達費用や国内処理コストの増加により、採算性が悪化している状況です。

そこで、郵便の安定的なサービス提供を維持するため、内国郵便の料金割引の一部を変更するほか、国際郵便料金の一部について改定を行います。

なお、改定内容の詳細は[別紙](#)をご覧ください。

記

1 バーコード付郵便物の割引率の変更

バーコード付郵便物の基本割引率を2%引き下げます。また、広告郵便物及び区分郵便物に加算されるバーコード付郵便物の割引率も2%引き下げます。

2 区分郵便物の割引率の変更

区分郵便物の基本割引率を3%引き下げます。ただし、現行割引率が4%～6%のものは2%、現行割引率が2%のものは1%の引下げとします。

3 広告郵便物の割引率の変更

広告郵便物の基本割引率を3%引き下げます。

4 郵便区内特別郵便物の料金の変更

郵便区内特別郵便物の料金を1通当たり5円又は6円引き上げます。また、同時に1,000通以上を差出郵便局の指示により並べる等して差し出される場合の料金（特別料金（5））を廃止します。

5 書留料等の割引額の変更

一般書留、簡易書留及び特定記録郵便の特殊取扱料に適用される、同時に大量に差し出される場合の割引（単割）の割引額を10円引き下げ、簡易書留の特殊取扱料に適用される、郵便区内特別郵便物として差し出される場合の割引（区内割）の割引額を30円引き下げます。

また、簡易書留の年間差出通数による割引（基本年割及び特別年割）を廃止します。ただし、2016年5月31日（火）現在において基本年割又は特別年割の適用を受けているお客さまについては、その割引の適用期間が終了するまでの間（最長でも2017年4月30日（日）までの間）は、従来どおりの割引を適用します。

6 国際郵便物の料金の一部改定

- (1) EMS（国際スピード郵便）の料金を300円～500円引き上げます。また、300gの重量区分を廃止します。
- (2) 国際船便小包郵便物の第1地帯（東アジア）の料金を100円～1,550円引き上げます。

以 上

【お客さまのお問い合わせ先】

お客様サービス相談センター

<電話番号>

0120-23-28-86（フリーコール）

携帯電話からご利用のお客さま

0570-046-666

（通話料はお客さま負担です。）

<ご案内時間>

平日：8:00～22:00

土・日・休日：9:00～22:00

※おかけ間違いのないようご注意ください。